

「石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の策定について」 に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和6年11月1日から令和6年11月30日まで

【担当部局】 環境市民部広聴・市民生活課

【意見提出者】 3人

【意見件数】 3件

【意見への対応】	採用：	意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用：	意見に基づき原案を一部修正するもの	0件
	不採用：	意見を原案に反映しないもの	2件
	記載済：	既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参考：	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	1件
	その他：	ご質問・ご意見として伺うもの	0件

【意見の検討経過】 令和6年12月5日に、広聴・市民生活課において意見の検討及び検討結果を作成。
市長決裁にて最終決定。

「石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	選択的夫婦別姓制度が実現するまでの間、石狩市のパートナーシップ制度では、異性の事実婚夫婦も対象にしてもらいたいです。	不採用	本制度は、法的に婚姻が認められていない同性の二人のほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）二人の生活上の不便の軽減など、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりにつなげることを目的としています。 事実婚については、住民票で妻（未届）と記載することができるなど、社会的に双方の関係性を証明する手立てがあるとともに、公営住宅に入居できるほか、健康保険の被扶養者になれるなど、一定の権利が保障されており、性的少数者の方々が置かれている状況とは異なるものと考えます。 現状において、性的マイノリティの当事者を含む二人に対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にある二人に比べて、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。
2	「石狩市パートナーシップ宣誓制度」は根本的に様々な問題を抱えています。婚姻制度とも齟齬が生じて、婚姻制度の政策的意味もなくなってしまいます。パートナーシップ宣誓制度は導入してはいけません。	不採用	本制度は婚姻制度とは別のものであり、法的効果を発生させるものではありません。 本制度は、法的に婚姻が認められていない同性の二人のほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）二人の生活上の不便の軽減など、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりにつなげることを目的としています。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
3	職員の面前で宣誓するとありますが、具体的に「〇〇課」など記載しなければ、漠然としていて宣誓したい方々は不安があるのではないのでしょうか。	参考	この制度を利用する方に参考にしていただく手引きの中に、手続きを行う課名等をわかりやすく記載し、広く周知する予定です。